



引っ越しのシーズンです
住所が変わるかたは
異動届を忘れずに

市民課tel(866)2018
土崎支所tel(845)2261 新屋支所tel(888)8080
市民サービスセンター(アルヴェ)tel(887)5320
河辺市民センターtel(882)5131 岩見三内連絡所tel(883)2111
雄和市民センターtel(886)5523 大正寺連絡所tel(887)2111

- 転出・転居・転入など住民異動届の受け付けは、平日の午前8時30分(アルヴェの市民サービスセンターは9時)~午後5時15分です
- 転出・転居・転入届の際に、届け出にいられたかたの「本人確認」を実施しています。届け出に来るときは、免許証や保険証などをお持ちください

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの
秋田市から他の市区町村へ住所を移すかた ▶ 転出届	転出する前 転出先の市区町村に出す 転出証明書 を交付します。転出先の住所を確かめてからおいでください	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②印鑑登録をしているかたは印鑑登録証、または「あきた市民カード」 ③福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
秋田市内で住所を移すかた ▶ 転居届	引っ越しをしてから 14日以内	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
他の市区町村から秋田市へ住所を移したかた ▶ 転入届	転入してから 14日以内	前に住んでいた市区町村から交付された 転出証明書 *国民健康保険に加入するかた、国民年金に加入しているかたは窓口にお話しください
転校		住民異動届(転出・転居・転入)を出すと、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出して指示を受けてください

料金の精算をしますの
で、引っ越しの1週間く
らい前に「水道使用量・
料金等のお知らせ」にある
「お客さま番号」をご確認
のうえ、上下水道局の各
お客様センターに電話で
ご連絡ください。

水道の手続きもお忘れなく

上下水道局

お客様センター
☎(823)8431
河辺お客様センター
☎(882)5251
雄和お客様センター
☎(886)5555



ワンちゃんにも
転居届が必要です!

犬といっしょに引っ越し場合は、引っ越し先の市区町村窓口で登録事項変更の手続きをしてください。秋田市に引っ越して来たときは、市保健所、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、河辺総合福祉交流センター、雄和市民センターで登録の手続きをしてください。

また、秋田市保健所では、犬の飼い主紹介制度を実施しています。「引っ越しなどで飼えなくなる」「生まれた数が多すぎて飼えない」など、飼い主の都合で飼えなくなった犬を、これから犬を飼いたいと考えている人へ紹介する制度です。詳しくは衛生検査課へお問い合わせください。

問い合わせ 衛生検査課tel(883)1182

乳幼児 心身障害(児)者 ひとり親家庭などの児童



問い合わせ

障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当
tel(866)2513 FAX(863)6362
ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

福祉医療費の申請を

表1に該当するかたは、申請すると福祉医療の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成17年度(平成17年8月1日～18年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成17年度(16年中)の所得を確認させていただいています。

以前、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成17年度(16年中)の所得が少なくなったり、扶養人数が増えたりした場合は、申請月から交付される場合があります。今まで申請をしていなかったかたは、お問い合わせください。

また、ひとり親家庭のかたで乳幼児の受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「74」のかたは、1歳から自己負担が発生する場合がありますので、障害福祉課医療福祉室へご連絡ください。



ここをチェック!

表1

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児 全員に入院・通院の費用を助成します	
	2歳以上 通院…所得制限があります(→右下の表2) 入院…全員に助成します * 所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認があります)。 なお、平成17年1月1日現在、秋田市以外(旧河辺・雄和町を除く)にお住まいだったかたは前に住んでいた市町村発行の「平成17年度所得証明書(平成16年の所得)」が必要です。	
	※1歳以上で、市民税が課税されている世帯のかたは、自己負担分の半額を支払っていただきます。 ただし、1か所の医療機関(総合病院は診療科ごと)で支払う額、および調剤薬局で支払う額は、それぞれ月額1,000円までです	
下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母のいない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・社会保険本人(※)は該当しません ・所得制限があります
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	・社会保険本人(※)は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	・社会保険本人(※)は該当しません ・所得制限があります

「社会保険本人」とは国民健康保険(市町村国民健康保険、国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

乳幼児の所得制限は?



福祉医療費助成制度で、2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は表2のとおりです。

平成17年度(16年中)の所得の総所得額から、社会保険料控除一律8万円などを控除した額が表2の基準額以内であれば、制度に該当します。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書(下のA・B)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

A サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

B A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 +」欄の額

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

乳幼児以外の所得基準額については、障害福祉課へお問い合わせください。